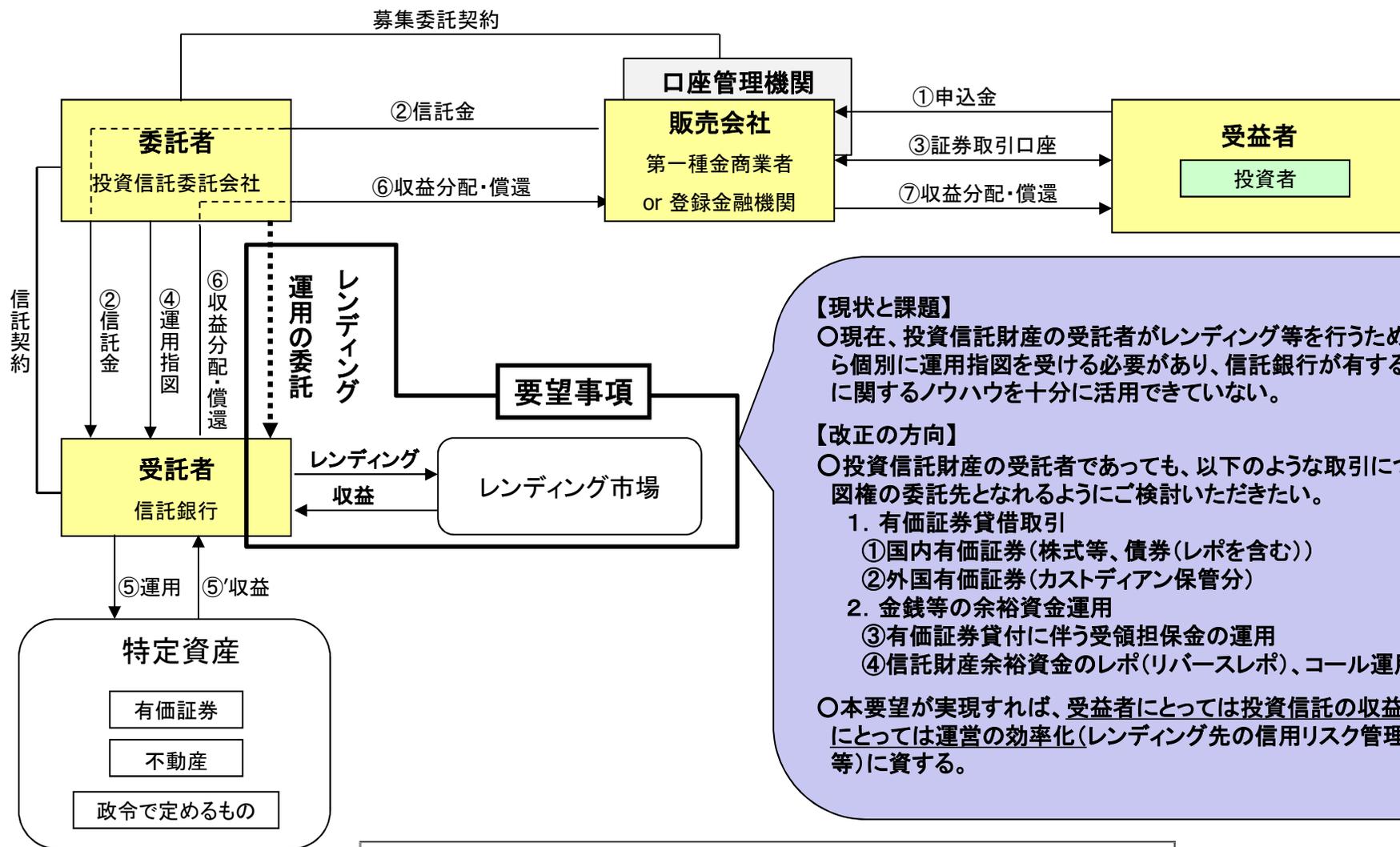


受託者によるレンディング等の実施に係る要望 ~投資信託の収益性向上に向けて~

1. 現状と改正の方向性



【現状と課題】
 ○現在、投資信託財産の受託者がレンディング等を行うためには、委託者から個別に運用指図を受ける必要があり、信託銀行が有するレンディング等に関するノウハウを十分に活用できていない。

【改正の方向】
 ○投資信託財産の受託者であっても、以下のような取引について、運用指図権の委託先となれるようにご検討いただきたい。

1. 有価証券貸借取引
 - ①国内有価証券(株式等、債券(レポを含む))
 - ②外国有価証券(カストディアン保管分)
2. 金銭等の余裕資金運用
 - ③有価証券貸付に伴う受領担保金の運用
 - ④信託財産余裕資金のレポ(リバースレポ)、コール運用

○本要望が実現すれば、受益者にとっては投資信託の収益性向上、委託者にとっては運営の効率化(レンディング先の信用リスク管理等の負担軽減等)に資する。

(参照条文) 投資信託及び投資法人に関する法律施行令第2条
 委託者は運用指図権を以下の者に委託できる。ただし、投資信託財産の受託者を除く。
 ・金融商品取引業者等(投資運用業を行う者)
 ・信託会社 他

受託者によるレンディング等の実施に係る要望 ～投資信託の収益性向上に向けて～

2. 海外事例と留意点

【海外事例:ルクセンブルク籍投資信託(UCITS)並びに米国ミューチュアルファンドの取扱い】

- ・受託者(カストディアン)が、運用者からレンディング等の委託を受けることについて特段の規制は存在せず、現に通常業務として行われている。
- ・なお、投資信託におけるレンディング行為に関して、受入担保、カウンターパーティー(貸付先等の取引相手)、受領担保金の運用等についてのルールが存在。(投資信託におけるレンディング行為一般のルールであり、カストディアンにのみ課せられるものではない。)

【留意点と当協会が考える対応案】

1. 利益相反取引

受託者が裁量でレンディング等を実施する場合の利益相反取引としては、受託者から「受託者自身のグループ会社」にレンディング等を行うケースが考えられる。こうした場合については、受益者に対して適切に開示すること等により弊害を防止することが可能。

2. 相互牽制機能

投資信託においては委託者と受託者の相互牽制機能が重要であるが、受託者が裁量でレンディング等を実施する場合、基本的には受託者から委託者に対して日々取引報告を行うこと、加えて受託者内部に運用部門と管理部門のチャイニーズウォールが構築されていることから、牽制機能の確保は可能。

3. リスク管理

レンディング等の実施によるリスクは存在するものの、受入担保やカウンターパーティー等について一定の基準を設けることによって極小化が可能。

なお、レンディング等の実施に際しては、リスクに関する受益者向け説明・報告は必須と認識。